⑶　出資比率要件　すべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者要件　地域維持型建設共同企業体の代表者は、土木工事業の許可を有する者の中から、構成員において決定されたものとする。

⑸　地域維持型建設共同企業体の協定　「地域維持型建設共同企業体協定書（甲）」の様式は上記６⑴へアクセスして入手するものとする。

８　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む地域維持型建設共同企業体の取扱い

上記７⑴①の認定（上記７⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む地域維持型建設共同企業体も上記６及び７により申請をすることができる。この場合において、地域維持型建設共同企業体としての資格が認定されるためには、上記７⑴①の認定を受けていない構成員が北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関すること除く。）における令和７・８年度の一般土木工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けることが必要である。

また、この場合において、当該工事に係る技術提案書の提出の時までに地域維持型建設共同企業体としての資格の審査が終了しない場合は、競争に参加できないことがある。

９　資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

10　資格の有効期間

地域維持型建設共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

11　その他

⑴　地域維持型建設共同企業体の名称は、「Ｒ８―10　249号中屋第２トンネル工事△△・□□地域維持型建設共同企業体」とする。

⑵　当該工事にかかる競争に地域維持型建設共同企業体として参加するためには、技術提案書の提出の時において、地域維持型建設共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加者資格の確認を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

「Ｒ７　249号中屋第２トンネル工事にかかる技術協力業務」に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和８年３月26日

北陸地方整備局長　髙松　　諭

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　15

１　品目分類番号　42

２　業務名　Ｒ７　249号中屋第２トンネル工事にかかる技術協力業務（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

３　業務場所　能登復興事務所（中屋第２トンネル：石川県輪島市縄又町～同市門前町西円山地先）

４　業務内容

⑴　Ｒ７　249号中屋第２トンネル工事にかかる技術協力業務　１式

⑵　打合せ　１式

※本技術協力業務について、主たる部分の再委託は認めない。

⑶　履行期間　契約締結日の翌日から令和９年１月29日まで

⑷　その他

①　別冊数量総括表及び別冊仕様書のとおり。

②　Ｒ８―10　249号中屋第２トンネル工事全体延長838m（以下、「建設工事」という。）

建設工事の内容（参考）

【Ｒ８―10　249号中屋第２トンネル工事】

・トンネル掘削（ＮＡＴＭ工法）及び覆工　延長838m

・輪島市縄又町～同市門前町浦上地先の事業管理、施工管理等　１式

・予定工期は、建設工事に係る契約締結日の翌日から令和11年３月30日まで

５　申請の時期

令和８年３月26日から令和８年４月６日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

なお、令和８年４月７日以降当該業務に係る技術提案書提出の時まで（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。

６　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（特定建設工事）」（以下「申請書」という。）は、北陸地方整備局ホームページ（http://www.hrr.mlit.go.jp）から入手するものとする。

⑵　申請書の提出方法及び提出場所　申請者は、申請書に次に掲げる書類を持参、郵送（簡易書留に限る。）又は電子メール（電子メールの場合は着信確認を行うこと。）により提出すること。

①　特定建設工事共同企業体協定書（甲）（７⑸の条件を満たすものに限る。）の写し。

②　７⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類及び監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できることを記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該業務の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を含む））」（令和８年３月26日付け支出負担行為担当官北陸地方整備局長）に示すところにより交付する業務説明書の別記様式２及び別記様式３と同一であるので、これを使用して作成することができる。

提出場所　〒950―8801 新潟県新潟市中央区美咲町１―１―１新潟美咲合同庁舎１号館　北陸地方整備局総務部契約課工事契約調整係　電話：025―280―8880（内線2523）　電子メール：84zuiji@hrr.mlit.go.jp

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

７　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査

「競争参加者の資格に関する公示」（令和６年10月１日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「令和６年10月１日付け公示」という。）５（建設工事）の①から⑤までに該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については、令和６年10月１日付け公示６（建設工事）⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。

⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２者までの組合せとする。

①　北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における令和７・８年度一般競争参加資格で一般土木工事の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。また、当該業務の契約締結日までに、特定建設工事共同企業体のうちの１社（管理技術者を配置する社）は、北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における令和７・８年度の土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者であること。

②　北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における令和７・８年度一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点（特定建設工事共同企業体の各構成員は1,200点）以上であること（①の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点（特定建設工事共同企業体の各構成員は1,200点）以上であること。）。

③　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者（①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。